

志津川都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

～人と自然が共生し安心して快適に暮らせる
賑わいのある水産都市のまちづくり～

令和 5 年 1 0 月
宮 城 県

志津川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【 目 次 】

序 広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本的考え方	1
1 都市計画の目標	3
(1) 基本的事項	3
(2) 都市づくりの基本方針及び将来像	4
(3) 将来都市構造	4
2 区域区分の決定の有無	8
3 主要な都市計画の決定の方針	9
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
(4) 防災に関する都市計画の決定の方針	11

序 広域気仙沼・本吉圏におけるまちづくりの基本的考え方

本県の北東部に位置する広域気仙沼・本吉圏（以下、「本圏域」という。）は、気仙沼市及び南三陸町から構成され、各々の行政区域の一部に気仙沼都市計画区域及び志津川都市計画区域が指定されている。本圏域は、三陸のリアス式海岸が連なる変化に富んだ地形により天然の良港を数多く有し、世界三大漁場の一つである三陸沖漁場を間近に控え、古くから水産業を基幹産業として発展してきたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下、「東日本大震災」という。）により壊滅的な被害を受けた。

そのため、本圏域では、東日本大震災からの復旧・復興として、防潮堤・河川堤防の整備、市街地の嵩上げ盛土、居住地の高台移転や産業の集積等による「災害に強いまちづくり」を進めてきたところであり、現在は、整備がおおむね完了した新たな都市基盤での地域産業の振興・活性化を図るとともに、人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現を目指し、復興市街地における土地活用を推進している。

また、本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の整備により、岩手県南地域、広域石巻圏、広域登米圏等の他圏域との連携強化や交流人口の拡大等が期待される。

新・宮城の将来ビジョン（2021-2030）では、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題の解決に向けて、SDGs（持続可能な開発目標）の「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容を本ビジョンの理念や施策に反映し、取組を進めていくこととしていることから、本圏域においても同様の取組が求められる。

本圏域における三陸復興国立公園、県立自然公園気仙沼等の豊かな自然環境、自然風景は、本圏域の特徴であることから、引き続き維持・保全していく。

このような認識のもと、本圏域では、以下の4つを都市づくりの基本的考え方とし、これらに基づきながら本圏域の整備、開発及び保全を推進する。

○ 自然災害に強い集約型のまちづくりの推進

復旧・復興事業により整備された地震・津波災害に強い都市基盤上にまちの再生を促進するとともに、河川整備等の治水対策や、土砂災害等の危険性が高いエリアの立地制限等により、自然災害に強く将来にわたって住み続けられる集約型のまちづくりを進めていく。

○ 水産業をはじめとする地域産業の振興・活性化

復興事業により再生が進んでいる水産業や水産関連産業の基幹産業を、さらに振興・活性化するため土地利用誘導等を促進するとともに、海辺景観や水産資源等の豊かな地域資源を活用した観光の振興と活性化を図る。

○ **本圏域の骨格を形成する道路ネットワークによる他圏域との連携強化**

本圏域の骨格を形成する道路ネットワークとなる三陸縦貫自動車道の整備効果を活かして岩手県南地域、広域石巻圏、広域登米圏等の他圏域との連携を強化し、交流人口の拡大を図る。

○ **豊かな自然環境、自然風景の維持・保全**

整備された都市公園等を交流の拠点にするとともに、三陸復興国立公園や県立自然公園気仙沼等の豊かな自然環境、自然風景を維持・保全し、未来へ継承していく。

1 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本方針は、おおむね 20 年後の令和 22 年を目標年次とし、志津川都市計画区域（以下、「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標等については、おおむね 10 年後の令和 12 年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲及び規模

本区域は、人口、土地利用、交通等の配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がある区域とし、南三陸町の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲及び規模は、次のとおりである。

■ 都市計画区域の範囲及び規模

名称	市町名	範囲	規模	備考 (行政区域)
志津川都市計画区域	南三陸町	行政区域の一部	900 ha	16,340 ha

資料：令和 2 年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、都市計画基礎調査

また、本区域の将来の人口のおおむねの規模を次のとおり想定する。

■ おおむねの人口

区分	基準年	令和 22 年
都市計画区域内人口	3.7 千人	2.3 千人

※1 基準年は令和 2 年。

※2 都市計画区域内人口は国勢調査を基に抽出・集計（100 人未満を四捨五入）。

(2) 都市づくりの基本方針及び将来像

本区域は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた。このため、被災した住民の生活と水産業をはじめとする産業の再建を図るため、防潮堤、河川堤防の整備等による津波対策を進め、低地にあった居住地を高台に移転し、その移転元地に産業を集積し、災害に強い新しい都市基盤を中心としたまちづくりがおおむね完了した。

また、近年の自然災害の激甚化を踏まえ、地震・津波災害に加えて水害や土砂災害にも強いまちづくりの必要性が高まっており、災害危険度の高い地区の立地制限等、総合的に災害に強いまちづくりを進める。

さらに、三陸縦貫自動車道や国道 45 号、国道 398 号等の本区域の骨格を形成する道路ネットワークにより、災害時の緊急輸送や地域産業の流通及び人的交流を支える機能の強化を図るとともに、少子高齢化が進む中、誰もが移動しやすいまちづくりに向け、BRT（バス高速輸送システム）や乗合バス等の公共交通ネットワークの維持・充実に努めていく。

あわせて、本区域の豊かな自然環境、自然風景を維持・保全し、未来へ継承していく必要がある。

これらを踏まえるとともに、本圏域におけるまちづくりの基本的考え方にに基づきながら、以下に示す基本方針と将来像により、まちづくりを推進していく。

■ 都市づくりの基本方針及び将来像

《 都市づくりの基本方針 》

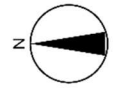
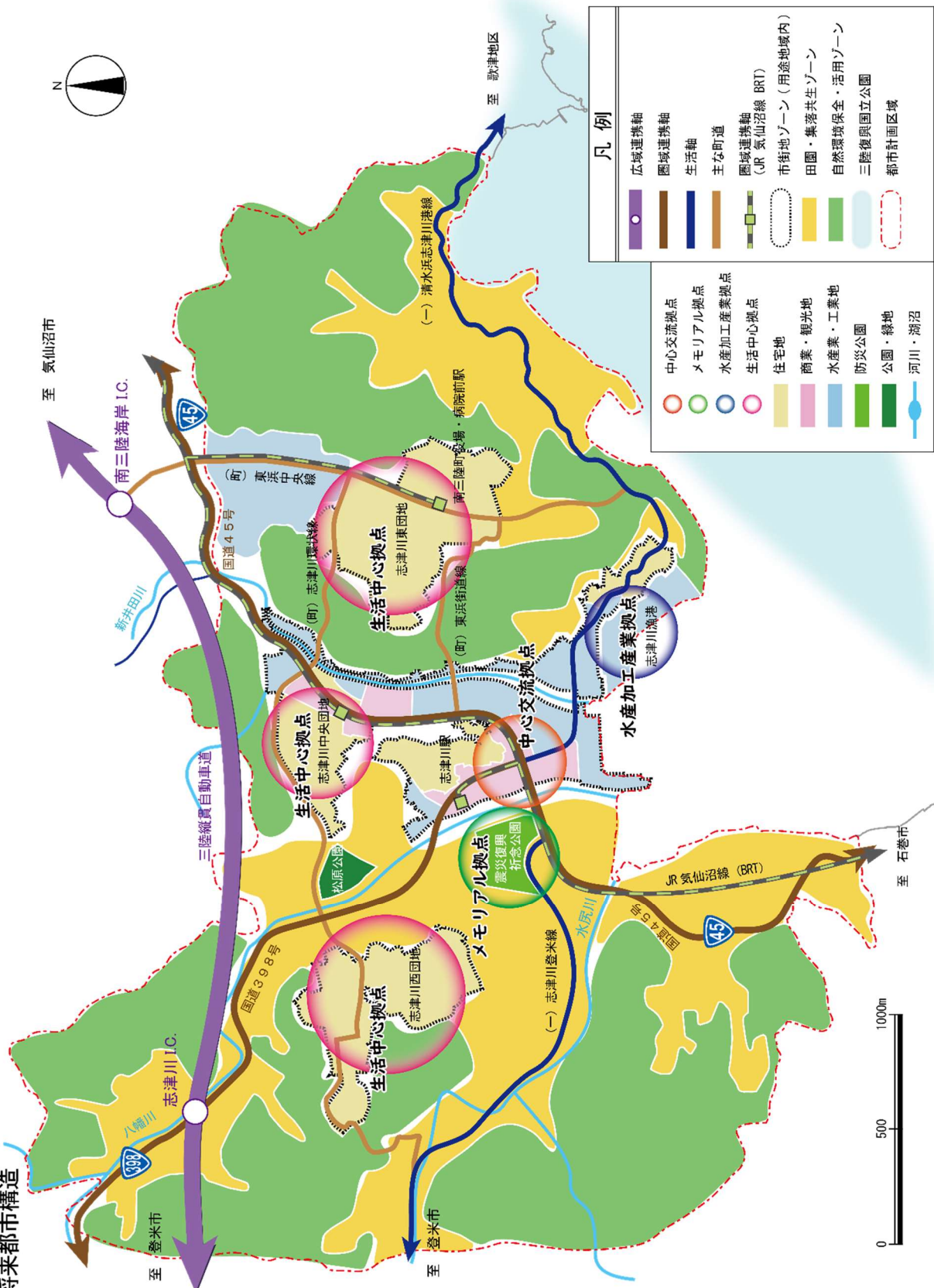
- ・安心・安全な災害に強いまちづくり
- ・地域産業の振興・活性化
- ・道路ネットワークの活用による連携強化と公共交通ネットワークの維持・充実
- ・人と自然が共生するコンパクトなまちづくり

《 将来像 》 **人と自然が共生し安心して快適に暮らせる
賑わいのある水産都市のまちづくり**

(3) 将来都市構造

都市づくりの基本方針及び将来像を踏まえ、本区域の将来都市構造を次のとおりとする。

■将来都市構造



凡例	
	広域連携軸
	圏域連携軸
	生活軸
	主な街道
	圏域連携軸 (JR 気仙沼線 BRT)
	市街地ゾーン (用途地域内)
	田園・集落共生ゾーン
	自然環境保全・活用ゾーン
	三陸復興国立公園
	都市計画区域
	中心交流拠点
	メモリアル拠点
	水産加工産業拠点
	生活中心拠点
	住宅地
	商業・観光地
	水産業・工業地
	防災公園
	公園・緑地
	河川・湖沼



① 拠点

拠点名	位置づけする場所等	方針
中心交流拠点	○都市圏における商業・業務の中核を支えるJR志津川駅周辺	○幹線道路の沿道やJR志津川駅周辺等、交通利便性の高さを活かし、都市生活を支える商業・業務の都市機能の集積を図る。
メモリアル拠点	○八幡川西側の震災復興祈念公園周辺	○八幡川と震災復興祈念公園を中心に、東日本大震災で得た教訓を後世に伝える追悼や継承を担う拠点の形成を図る。
水産加工産業拠点	○志津川漁港	○復興により新たに整備された基盤を活かし、水産関連産業の集積を図り、都市活力の創出を担う産業拠点となる市街地の形成を図る。
生活中心拠点	○志津川東団地地区、志津川西団地地区、志津川中央団地地区	○高台移転により新たに整備された住宅市街地では、町役場や医療・福祉等の身近な生活を支える機能と住宅からなる安心・安全な暮らしを支える市街地の形成を図る。

② 交通・連携軸

軸名	位置づけする場所等	方針
広域連携軸	○三陸縦貫自動車道	○広域的な都市間における交流・連携を促進する交通軸として、整備活用を図る。
圏域連携軸	○国道45号、国道398号	○都市圏の暮らしと産業を支えるため、物・人の流通・往來を支える主要な交通軸として、整備活用を図る。
圏域連携軸 (鉄道)	○JR気仙沼線 (BRT)	○都市圏の暮らしを支えるため、主要な公共交通軸として、ネットワークの維持、機能充実を図る。
生活軸	○(一) 志津川登米線、 ○(一) 清水浜志津川港線等の幹線道路	○都市内における生活行動を支える交通軸として、活用を図る。

③ 土地利用ゾーニング

ゾーン名	位置づけする場所等	方針
市街地ゾーン	○用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域に基づき、それぞれの役割に応じて都市基盤を整備、保全し、土地利用の増進を図る。 ○復興事業により新たに整備された市街地における土地利用の増進を図る。
田園・集落共生ゾーン	○市街地ゾーン周辺や海岸沿いの平地等からなる田園地帯及びこれに点在する既存集落等	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧生産基盤として、農地の保全を図る。 ○既存集落は、周囲に広がる自然と調和した潤いとゆとりのある住環境の維持、形成を図る。
自然環境保全・活用ゾーン	○市街地及び田園・集落共生ゾーン周辺の山間部等	<ul style="list-style-type: none"> ○三陸復興国立公園を望む豊かな自然環境の保全を図る。 ○海や山からなる自然景観を保全し、魅力ある自然景観を活かした観光・交流を図る。

2 区域区分の決定の有無

本区域では、次の理由から区域区分を定めないものとする。

- ・ 都市規模が比較的小さく、かつ、人口が減少すると予測され、今後、無秩序に市街地が拡大するおそれが低いと見込まれること。
- ・ 関連する法令等により、自然的環境の保全が図られていること。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

志津川地区の被災市街地復興土地区画整理事業により再整備された市街地では、用途地域や地区計画を活用した適切な土地利用の誘導を図りながら、都市活力の創出につながる土地活用を促進することにより、良好な市街地の形成を図るとともに、志津川中央・東・西地区等の防災集団移転促進事業等により高台移転した市街地では、周囲の自然と調和した良好な住環境の形成を図る。

また、人口減少社会に対応した集約型都市構造の実現に向け、新たに整備された都市基盤を有効活用し、東日本大震災の教訓を踏まえた、臨海部での産業の維持、高台での住まいと公共サービス機能の維持によるコンパクトな市街地の維持・形成を図る。

一方、市街地の周辺においては、災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の法指定区域、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための保安林を中心に、各法令の規制内容に応じて開発を抑制する。

② 主要用途の配置の方針

i 商業業務地

国道 45 号及び国道 398 号の交差部周辺では、港町らしい賑わいと魅力ある商業機能の集積を図るとともに、来訪者を迎える観光交流の拠点となる市街地の形成を図る。また、高台の新しい市街地は、住民の日常生活を支える小売店舗やサービス業等の集積を図る。

ii 工業地及び流通業務地

志津川漁港の背後には、水産業の再生に必要な市場や水産加工施設等の集積を図り、地域産業の再生による都市活力の創出を担う産業の拠点となる市街地の形成を図る。また、国道 45 号沿道は、交通利便性の良さを活かした都市基盤によって工業・流通機能の集積を図り、地域産業の再生と新たな企業の誘致を図る。

iii 住宅地

高台に移転した住宅地では、周囲の既存の住環境や自然環境との調和に配慮し、潤いある良好な居住環境の形成を図る。

③ その他の土地利用の方針

i 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地の周辺に広がる優良農地は、農業振興地域制度との整合を図りつつ、保全を基本とし、無秩序な開発の抑制を図る。

ii 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

災害危険区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険性の高い地域において、各法令の法規制内容に応じて開発を抑制する。

また、河川沿いの低地部や山間地で、越水やがけ崩れ等の災害のおそれのある区域については、大規模降雨時の防災対策を図る。

iii 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

国立公園に指定されている区域の保全を徹底するとともに、自然景観の保全及び自然災害の防止の両面から保安林を保全する。

iv 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落は、周辺環境との調和を図りつつ、住環境の改善、向上に努める。

人口減少を背景として、今後さらに増加が予測される空地・空家等や所有者不明の土地等は、放置により地域の生活環境に影響を及ぼす可能性が高いこと、その土地の利活用に支障をきたすおそれがあることから、適切な維持・管理の誘導に努める。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道等の本区域の骨格を形成する道路と、それに接続する都市計画道路を活用し、総合的な交通ネットワークを形成する。また、少子高齢化の進展や防災集団移転促進事業等による丘陵部における新たな住宅団地等での暮らしに対応するよう、BRTを基軸に多様な公共交通が役割を分担し、連携・補完しながら一体的に機能する公共交通体系の整備により、誰もが移動しやすい集約型都市構造であるコンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指す。

② 主要な施設の配置の方針

本区域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道45号、国道398号と、これらに接続する(都)汐見田尻畑線、(都)十日町大森線を位置づける。

また、公共交通ネットワークの基軸となる主要な施設として、BRTの主要駅を位置づけ、必要な機能等の整備・充実により利便性の向上を図る。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域の優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する山地、丘陵地、河川、海岸等の保全を図るとともに、復興事業等により整備した公園、緑地や、自然と共生する賑わいのあるまちづくりを目指す。

また、市街地を中心に、緑や景観に配慮した、居心地が良く歩きたくなるまちづくりについても取り組んでいく。

② 主要な自然的環境の配置の方針

i 環境保全系統

三陸復興国立公園を望み、本区域全体に広がる山地・丘陵地における樹林地及び八幡川、新井田川、水尻川等の主要な河川環境の保全を図る。また、日常生活に身近な自然的環境である公園、緑地の維持・再生を行うほか、公共施設用地等における緑化の充実を図る。

ii レクリエーション系統

既存の都市公園については適切な維持、管理に努める一方で、地域住民との協働による運営の方策を検討する。

iii 防災系統

災害時の一時的な避難場所となる防災機能を兼ね備えた震災復興祈念公園の適正な維持管理を図る。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全する。

iv 景観構成系統

都市景観に重要な意義を持つ山地、丘陵地の山林や市街地内の街路樹等を整備・保全する。また、郷土景観を構成する海辺等の緑地を維持・保全する。

(4) 防災に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域では、東日本大震災からの復旧・復興事業により、防潮堤や避難路の整備、高台移転等による居住地の安全性の確保等、災害に強く安全な都市構造への転換を行った。

加えて今後は、近年多発する大型台風や集中豪雨に対して、地すべり対策事業や砂防事業、河川改修等を推進するとともに、流域のあらゆる既存施設を活用するなど総合的かつ多層的な水災害対策を講じる。

ハード対策とともに、ソフト対策として東日本大震災の被害の実状と教訓の伝承等による地震・津波に対する防災意識の醸成に加えて、台風や豪雨時における迅速な避難情報発令、土地の災害履歴の整理・確認、災害危険区域等の各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化、立地適正化計画に基づく誘導等、防災・減災の取り組みに努める。

② 地震・津波対策に関する方針

i 防災拠点施設

地域防災拠点である南三陸町役場や南三陸病院等を中心として、地域における防災拠点を系統的に配置し、その機能向上を図る。

避難所や避難場所については、人口規模や土地利用の動向、地形特性、想定される災害の種類に応じて求められる規模や設備も変化することから、その配置や機能について、定期的に見直しを行い、適正化に努める。

ii 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

志津川東団地地区、志津川中央団地地区の一団地の津波防災拠点市街地形成施設について、津波が発生した場合でも、その機能の維持が可能となるようインフラ等の適切な維持・管理を図る。

iii 広域避難・輸送ネットワークの維持・活用方針

東日本大震災では、広域的な幹線道路が避難、救急活動、緊急物資輸送の際に大きな役割を果たし、その重要性が再認識されたことから、三陸縦貫自動車道や国道 45 号、国道 398 号等の広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークを維持・活用していく。

iv その他大規模災害に対する方針

大雨、洪水、その他の大規模災害に対して、その対策工の整備とあわせて迅速な避難情報発令や避難誘導等のソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努める。

また、大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化等を図る。